

○ 動産及び債権の譲渡の對抗要件に  
関する民法の特例等に関する法律

平成十九年一月日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・行政機関等の保有する個人情報に関する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五二） 附則五条一八号（平成二九・二・二六までに施行）

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）  
第 一八条 動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルに記載されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう）については、同法第四章の規定は適用しない。